

Title	プロクロス『プラトン『国家』注解』第八論文・第九論文日本語訳・注
Sub Title	Proclus: Commentary on Plato's Republic, essays 8&9, translated into Japanese with notes
Author	近藤, 智彦(Kondo, Tomohiko) 川島, 彬(Kawashima, Akira) 北郷, 彩(Kitago, Aya) 高橋, 勇真(Takahashi, Yuma)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2025
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.40 (2025.) ,p.121- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20250630-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プロクロス『プラトン『国家』注解』

第八論文・第九論文 日本語訳・注

近藤智彦／川島 彬／北郷 彩／高橋勇真

[第八論文]⁽¹⁾

[236.1-4] 『男女の徳と教育が共通であることを示す

『国家』第五巻の議論について』

【方針】

- ・本訳の底本としては Kroll を用いた（文献表記については末尾の文献表を参照のこと）。
- ・底本と異なる読みを採用した場合のほか、底本が諸写本と大きく異なる修正案を採用している場合も、注に記した。
- ・訳文中の [] は訳者による補足を示す。
- ・注については、本著作に関しては Festugière, Abbate, Baltzly, Finamore & Miles, プロクロス哲学一般に関しては Chlup に負う部分が多いが、特別な場合を除いてどの文献に依拠したのかを一々記すことは控える。
- ・プラトンの著作への参照に際しては、慣例に従いステファヌス版全集のページ数と段落記号 (ae) を付し、段落内の行数表記については Oxford Classical Texts (『国家』については Slings, 他の著作については Burnet および Duke, Hicken, Nicoll, Robinson & Strachan) に従う。
- ・節と段落の分割、および [] 内の見出しは、Festugière, Abbate, Baltzly, Finamore & Miles を参考にしつつ独自に付けたものである。
- ・各段落の冒頭に Kroll (全2巻のうち第1巻) の頁数・行数を [236.5-16] のように入れた。
- ・プロクロス『プラトン『国家』注解』の日本語訳として、現時点では近藤・川島・高橋・野村（第一論文、第四論文）、西尾（第三論文）がある。

(1) 第八論文の構成は以下の通りである。

男女両性は種（形相）を同じくすること (236.5-238.10)

立法術は可能性と有益性の二つを目的とすること (238.11-239.27)

[男女両性は種（形相）を同じくすること（236.5-238.10）]

[236.5-16]『国家』第五巻においてソクラテスは、政治的（市民的）徳が男性だけではなく女性にも共通のものであることを示す意図のもと、徳に先立ち、男性と女性の教育が同じものでなければならない、と述べている——その教育とは、それがどれほどのものでありどのようなものであるかをすでに彼が規定した通り、音楽・文芸（ムーシケー）を通じた教育と体育を通じた教育のことである⁽²⁾。また彼は、教育にさらに先立って、[男女]両種族の自然本性が種（形相）を同じくするもの（ὁμοειδής）であることを示している⁽³⁾。というのも、この点が確立されないかぎり、教育に関する議論も徳に関する議論も説得力をもたないだろうからである。実際、自然本性に教育は従い、教育に徳は従うのが必然である——自然本性を完成させるのが教育であり、教育の目的（完成）が徳なのだから。

[236.16-237.3] こうした点についても、プラトンは真理を認識し把持していたと私には思われる——男女は種（形相）において同じだとみなし、種（形相）を同じくするものは、その種（形相）が一つなのと同じく、その徳も一つだと定めたのだから⁽⁴⁾。実際、次のいずれかであろう⁽⁵⁾。すな

可能性の確立（239.28-242.9）

可能性に対する二つの反論の解消（242.10-245.12）

二つの反論（242.10-243.9）

第一の反論の解消（243.9-244.11）

第二の反論の解消（244.11-245.12）

女性の脆弱性に関する補遺（245.13-246.21）

有益性の確立（246.22-247.27）

さらなる反論への論駁（247.27-250.12）

第一の反論とその論駁（247.27-249.21）

第二の反論とその論駁（249.21-250.12）

(2) プラトン『国家』451e4-452a6。音楽・文芸と体育の教育については、『国家』第二・三巻（376e1-412b8）で詳述されていた。

(3) プラトン『国家』452e3-456b2。ただし同箇所でもソクラテスが、男女の自然本性が「同じ」と言う際、ὁμοειδήςという語を用いているわけではない。

(4) プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』I 46.1-48.6にも同様の議論が見出される。

わち、[1] 第一の欲求対象が知性だとすれば、その場合には、知性そのものが各々のものに「ある (τὸ εἶναι)」と「よくある (τὸ εὖ εἶναι)」の両方を授けるため、当然、一つの本質存在 (οὐσία) を授けるものどもに対して一つの完成態 (τελειότης) をも授けることになる。あるいは、[2] 善が知性を超越していて、知性が諸形相の原因だとすれば、その場合には必然的に、それら[善と知性]が授けるものどもは歩を一にし、善に由来する完成態が、諸形相の分配に相応した仕方でも分配されることになる。その結果、形相の点で相異なるものはその「よくある」も相異なるが、本質存在の点で種(形相)を同じくするものはすべてその徳も種(形相)を同じくするものとなる。

[237.3-13] さて、先述のように、この点でもプラトンの発した言葉は実在の秩序に即したものであった⁽⁶⁾。しかし、プラトン以後の人々のうち、ある人々は、ペリパトス派がそうであるように、男女は種(形相)を同じくすると述べ、人間を不可分の種と呼びながら、男性と女性に相異なる徳を帰することによって徳をバラバラにしている⁽⁷⁾。他方で別の人々は、ストア派がそうであるように、徳を両性にとって共通のものとしながら(彼らは神の徳も人間の徳も一つだと強硬に主張しているのだから、このこと

(5) 以下、[1] はアリストテレス主義者の見解を、[2] はプラトン主義者の見解を念頭に置いていると考えられ、いずれにしても本質存在と完成態、ひいては徳が一对一对応すると論じられる。プロクロス自身の立場が、善が知性を超越しているとみなす[2]であることは、以下238.25-239.17から明らかである。なお、プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』II 92.14では、(おそらくアリストテレス主義者が論じる) 第一の動者としての知性について、「第一の欲求対象」という表現が用いられている。

(6) Baltzly, Finamore & Miles は、プラトン『国家』454a で言葉尻をつかまえるだけの口論と哲学的な対話とが区別される箇所が念頭に置かれている可能性を指摘している。

(7) アリストテレス『政治学』では(特に1259b28-1260a24)、男性と女性は双方が徳をもつが、男性の徳は支配するもののそれであるのに対して、女性の徳は支配されるもののそれであるという点で異なり、それは程度の差ではなく種類の違いであると論じられている。

は何も驚くことではない), 女と男は, 人間と神と同じように, 種(形相)の点では異なるものであるとしている⁽⁸⁾。

[237.13-238.1] しかし, 先述の規範に従い, 各々のもののあり方について——その同一性と差異性に関して——捉える仕方に対応して, 各々のものの完成態についても——その類同性(ὁμοιότης)と非類同性(ἀνομοιότης)に関して——捉えるべきである。というのも, 言うなればすべてのものの場合に, 自然本性に即した活動が自然本性に随伴(ἀκολουθεῖν)しているのをわれわれは目にするからである。すなわち, 単純物の場合には, 上方への動きがすべての火に, 下方への動きがすべての土に随伴しており, 中間物の場合にも同様である。他方, 動物のような複合物の場合には, 各々のものは, 自然本性に由来した一つの形相(ἰδέα)をもっているのに対応して, 一つの生命の固有性をもっているのである——たとえ, 個々のものの間に, 共通の要素をもっている度合がより多かったりより少なかったりするという違いはあるとしても。というのも, ライオンはすべて勇敢であり, ウシは温和であり, ツルは賢慮があり, 他のものの場合にも同じ話が当てはまるのだから⁽⁹⁾——たとえ, 今述べたように, そのなかではいくらかの度合の強弱(ἐπίτασις καὶ ἄνεσις)があるにせよ。そして活動におけるこの事実自体が, 種(形相)の点での類同性の証拠となるだろう。というのも, 「より多く」や「より少なく」は種(形相)を同じくするものに存するからである⁽¹⁰⁾。したがって, 人間もまた皆が種(形相)を同じくするものであれば, ちょうど同じ自然本性をもつものと同じように, 同じ完成態と自然本性的な活動とをもつことになる

(8) 他の資料で伝えられるストア派の学説(SVF III.253, 254)と齟齬すると思われるが, プロクロスは歴史的な正確性にはこだわっていなかったのかもしれない。なお, 神々と人間に同じ徳を帰するストア派の学説については, プロクロスは『プラトン『ティマイオス』注解』I 351.11-14で批判している。

(9) ライオン, ウシ, ツルの「自然本性的徳」として類似の例が, オリュンピオドロス『プラトン『パイドン』注解』8.2.3-7に見出される。

(10) 注36を参照。

だろう。

[238.1-10] しかし、[両性が] 種（形相）の点で同じ自然本性をもつということを、以下のことが明らかにしている。すなわち [両性は]、馬とロバのような異種交配する動物とは異なり、自然本性的に相互に交わって子を生むという事実である⁽¹¹⁾。また、両者の違いは身体における生殖器官の点にあり、どちらの生も——節度があるか放埒であるか、臆病であるか勇敢であるか、賢慮があるか愚昧であるか、というように——同じだという事実である。また、歴史譚（ιστορία）からすでに知られている事例のように、男女の相互への転換が生じる際には、ただ前述の〔身体〕部分の点でのみ変化するという事実である（他方、異種のもの同士は減びることなしに相互に変化することはない）⁽¹²⁾。

[立法術は可能性と有益性の二つを目的とすること (238.11-239.27)]

[238.11-21] ともあれ、ソクラテスは以上のことを見てとり、男女の諸徳が共通であること、[男性の] 守護者だけではなく彼らと対をなす（σύστοιχοι）女守護者（φυλακίδες）⁽¹³⁾ もいなければならないこと、そして男性の補助者だけではなく女性にもまた武装する者がいなければならないことを明らかにしたいと考え、次のことを必然的な仕方ですしている。すなわち、彼が立法しているのは可能な事柄だということ、そしてまた、法と

(11) 「異種交配する動物（τὰ κοινογενῆ）」については、プラトン『ポリティコス』265d9-e9、プロクロス『プラトン『ティマイオス注解』』II 202.11-20を参照。

なお、Baltzly, Finamore & Miles は「馬とロバ〔の交配から生まれた子〕のような雑種の動物とは異なり」と訳しており、馬とロバの交配から生まれるラバやケッテイに生殖能力がないことを述べていると解していると思われる。

(12) オウィディウス『変身物語』では、性別を転換した神話上の人物としてティレシアス、シトン、メストラ、イピス、カイニス（カイネウス）が語られる。プレゴン『驚異譚』4-9では、ティレシアス、カイニス（カイネウス）という神話上の人物に加えて、アンティオキアの無名の少女、ピロティス、シュンペルサ（シュンペロン）、アイテテ（アイテトス）という歴史上の人物の逸話が集められている。

(13) プラトン『国家』457c1で用いられている語。

して効力をもつならばそれに従う人々にとって有益な事柄だということである⁽¹⁴⁾。実際、このこと——すなわち、法が命じる事柄の可能性と有益性を示すこと——こそ、あらゆる政治的知識が目指す二つの目的である。というのも、良識ある（知性を有する）立法者であれば「祈りに似たこと」[単なる夢想のようなこと]⁽¹⁵⁾を制定すべきではないし、可能な事柄を語る場合でも、有益性以外のものに目を向けて制定すべきではないからである。

[238.21-25] そして、これらのことはもっともなことである。というのも、立法術は一種の部分的知性であり——それゆえにプラトン本人も、法（νόμος）を「知性の割り当て（νοῦ διανομή）」と規定したのだが⁽¹⁶⁾——、また、それ「立法術」が知性であるならば、善から数えて三番目の序列を、力能（δύναμις）から数えて二番目の序列を占めているからである⁽¹⁷⁾。

[238.25-239.7] 実際、あらゆる知性は、その固有の業をとにかくも果たすためには、力能を必要とする。しかし、力能があれば、そこには知性もある、というわけではない。したがって、力能は自然本性上、知性を超越しているのである。ソクラテスもまた、以上のことを見てとって、すべての知識とすべての技術は一種の力能であると定めはしたが、その逆は論じなかったのである。というのも彼は、力能についてはその色や形を目で見ることはなく、むしろ、それがいかなる結果をなしとげるかにもとづいて、あるいはそれがいかなる対象に配置されているかにもとづいて、その

(14) プラトン『国家』450c7-d2, 456c1-11他。

(15) プラトン『国家』456c1（450d1も参照）。

(16) プラトン『法律』714a1-2。アテナイからの客人は、太古の昔、クロノスの時代の人間は、不死なるダイモン（δαίμων）に代行された幸福な（εὐδαίμων）統治を享受していたと物語る。現在の人間もこの時代の統治を可能なかぎり模倣すべきであり、人間の内にある不死なる知性の秩序づけ（割り当て）（διανομή）にこそ従うべきとされる（713a9-714a8）。

(17) Baltzly, Finamore & Miles は、プロクロスがここで新プラトン主義者による『カルデア神託』解釈に関連した「父-力能-知性」という三つ組のヴァリエーションを用いていると指摘している。

[様々な力能の間の] 差異を見つけ出すと語っているからである⁽¹⁸⁾。つまり、それがいかなる結果をなしとげるかにもとづいては、作出的な力能を、また、それがいかなる対象に配置されているかにもとづいては、認識的な力能を、それぞれ見つけ出すのである。ともあれ、すべての認識は力能に由来するが、すべての力能がかならず認識的だというわけではないのであり（いずれにせよ、欲求的な力能も、他の自然本性的な力能も、動物、植物、魂のないものにはあるのだから）、したがって力能は知性を超越しているのである。

[239.7-17] しかしまた、善はさらに力能をも超越している。実際、すべての力能は、それ自体では、善いものである。もし何らかのものが有害なものでありながら、なおも力能であると語られるならば、それはむしろより大きな程度においては無力（ἀδυναμία）でありながら、ある人々にとっては力能であるかのように現れているのである⁽¹⁹⁾。実際、力能に固有であるのは、その力能を有するものを保全すること以外の何であろうか。しかし、もし何らかの力能が有害なものであるならば、それはもはや力能ではないだろう——力能の役目とは反対のことをなしているのだから。よって、力能以外の善いものもあるのだから、すべての力能は善いものであるが、すべての善いものが力能であるわけではない。実際、われわれはある種の性向を、また性向に先立つ活動を⁽²⁰⁾善いものと語り、そして力能に先立つ「ある」それ自体を善くあると語るのだから。

[239.17-27] しかし、もしわれわれが以上のことを正しく語ったのであり、そしてまた先述のこと、すなわち立法的知識が一種の部分的知性であるということが真であるならば（というのも、先述の通り、プラトンによ

(18) プラトン『国家』477c6-d6。

(19) プラトン『ゴルギアス』466b4-468e5。

(20) 写本には ἀπὸ ἐξέσεων「性向に発する（活動）」とありこのままでも読めるが、ここでは諸訳も従っている底本の修正に従い πρὸ ἐξέσεων と読む。底本はアリストテレス『ニコマコス倫理学』1103b21（性向は活動の反復から生じると説かれる箇所）を参照している。

ると、法は「知性の割り当て」だから）、[立法的知識は] 万有の三番目の[知性の] 系列のうちにあるものとして、それに先立つ系列、すなわち力能の系列と善の系列に目を向けなければならない。というのも、これらの系列[の内部]にも諸系列が存在し、ある力能からは別の力能が発出し、また善性ども（ἀγαθότητες）についても同様だからである⁽²¹⁾。しかるに[立法的知識は]、もし以上の諸系列に目を向けるならば、選択に関しては可能性を、獲得に関しては有益性を、あらゆる場合にわたって考察しなければならない⁽²²⁾。というのも、各々の人は、可能である事柄を選択し、最も有益な事柄の獲得を欲するからである。

[可能性の確立 (239.28-242.9)]

[239.28-240.19] さて、以上が二つの目的だが、ソクラテスはその中でまず、女性に関する方針（γυναικεῖον δόγμα）⁽²³⁾が可能であることをわれわれに示している。その際ソクラテスは、犬を手がかりにして、国を守護することに對して女性が男性と類同的であることを思い起こさせている⁽²⁴⁾。実際、ソクラテスはこの「犬という」動物を、守護者の自然本性の似像としたのだが、それは、犬が自然本性上この能力を有しているからである。これはちょうど、他の動物が他の能力を有しているのと同じである——あ

(21) Baltzly, Finamore & Milesによると、「善性ども（ἀγαθότητες）」という複数形は『神学綱要』119.11で「ヘナデスと善性ども（ένάδες καὶ ἀγαθότητες）」と言われているもの、すなわち分有されない〈一〉そのものの分有されたあり方である神々を念頭においたものと考えられる。プロクロスの存在論的体系では、いわば縦の関係である階層（τάξις）と横の関係である系列（σειρά）とが立てられ、それぞれの系列における最初のもの——単純なもの（ἡ μόνος）と呼ばれる——からその系列の他のものども——多様なもの（τό πλῆθος）と呼ばれる——が発出され（『神学綱要』21）、それらは最初のものの特性を（劣った程度においてであるが）そなえているとされる（『神学綱要』97）。

(22) 「可能性（δυνατόν）」が「力能」に、「有益性」が「善」に、それぞれ対応する。

(23) Baltzly, Finamore & Miles はこれをあえて「フェミニスト的な教説」と訳している。

(24) プラトン『国家』451d4-9。

る動物は未来を予見する能力を⁽²⁵⁾、ある動物は家政の能力を⁽²⁶⁾、ある動物は撃退する(ἀμυντική)能力を⁽²⁷⁾有するということに。しかし、この「守護者に相応しい」能力に固有であるのは、身内の者に対しては温和だが、見知らぬ者に対しては荒々しいことであり、この特徴はとりわけ犬に属するものなのである⁽²⁸⁾。ちょうど、寝ずの番をすること(眠ってしまうと、他の守護者が要ることになるのが必然だから)、鋭敏であること、知覚にすぐれていることが、犬に属するのと同じように。実際、犬がこれらの能力を欠いているとすれば、見知らぬ者が近づいてくるのを認識することなく、何かされる前には歓迎することも⁽²⁹⁾追い返すこともしないことになるだろう——ある場合には知覚の鈍さのゆえに、ある場合には怠惰のゆえに。そして、こうした事情ゆえに、神的な事柄に関する知者たちは、犬が守護者に相応しいこの固有性を有しているのを見てとった上で、この動物を守護神たちに親近なものとみなし、これらの神々をその姿において犬の顔をもつものにしたのだと思われる——ちょうどエジプト人が、オシリスの守

(25) 白鳥のことか(プラトン『バイドン』84e3-85b7)。

(26) 蜜蜂のことか(プラトン『バイドン』82b5-8、『ポリティコス』293d5-7、『法律』708b1-5)。

(27) ここでの区別と必ずしも一致するわけではないが、アリストテレス『動物誌』488b8-11は、「危害を受けたときに攻めたり防いだりする」「守りが堅い(ἀμυντικά)」動物と、「危害を受けないために武装する」「用心深い(φυλακικός)」動物とを対比し、前者の例として白鳥を(615a33-b2)、後者の例として鹿を挙げている(611a28)(金子・伊藤・金澤・濱岡訳)。あるいはBaltzly, Finamore & Miles が示唆するように、守護者に相応しい性質をもつ犬と対比される動物として、狼のことを念頭に置いているのかもしれない。

(28) プラトン『国家』375d10-e3。

(29) 底本の apparatus は αἰρήσαι と修正する可能性を示唆するが(Abbate はこれに従い「驚かす」と訳している)、Festugière と Baltzly, Finamore & Miles に従い χαίρησαι のまま読む。プラトン『国家』376a5-7「知らない人を見ると、それまで何ひとつひどい目にあわされたことがなくても、その人に対して怒りたけるけれども、知っている人を見たときには、たとえその人からよくしてもらったことが一度もなくとも、歓び迎える(ἀσπάζεται)」(藤沢訳)に対応すると考えられる。

護者アヌビスに関してそうしたように³⁰⁾。ともあれ、ソクラテス自身が犬を守護者の人間に〈比している〉³¹⁾のだが、それは、この動物が自然本性上、守護をなすダイモンの種族と同族であるためなのである³²⁾。

[240.19-241.20] 以上を出発点としてソクラテスは、国の守護は、人間の男のみならず女にとっても相応しいものであることを示している。実際、犬の場合には、雄に劣ることなく雌も群れの守護を果たしうる〔とソクラテスは示している〕のだが、この際ソクラテスは、例示にもとづいて把握するのでもなく（そうした把握の方法は脆弱であり、問答法的でもないから）、帰納を行うのでもなく（一つの事例から帰納を行うのは不可能だから）、「より少なく」にもとづく論法を用いている³³⁾。それゆえ議論は次のように進む。もし、生命の減退（ὕφεσις）ゆえに、人間より少ない程度しか自然本性的な類同性を有さないはずのものに、自然本性上この〔両性の間での〕類同的な要素が属するならば、よりすぐれた、より判明な生命を有する人間には、はるかにいっそう、この類同的な要素が属することになる。というのも、本質存在の点でよりすぐれていて、互いに対をなすものの間には、より劣ったものの間によりも、自然本性の共通性がよりいっそ

30) プルタルコス『イシスとオシリスについて』356f, シケリアのディオドロス『歴史』1.87.2。

31) 底本の apparatus の提案に従い、欠落に *παρεικάζει* を補って読む。

32) 底本の apparatus は『カルデア神託』45 Kroll = 89, 90 Des Places を参照しているが、人を惑わす悪しきダイモンが犬と呼ばれている箇所であり、こことは関係はないだろう。

33) アリストテレスが『弁論術』1356a34-b19において、問答法における推論（συλλογισμός）と帰納（ἐπαγωγή）とに、弁論術における説得推論（ἐνθύμημα）と例示（παράδειγμα）とがそれぞれ対応すると論じていることが念頭にあると考えられる。「より多く／より少なく」に基づく論法については、アリストテレス『弁論術』1397b12-19を参照（いわゆる a fortiori の論法）。しかし Baltzly, Finamore & Miles は、そこでのアリストテレスの例が、事実がありそうか否かについての蓋然性の程度をめぐるものであるのに対し、ここでプロクロスが言及している例が、存在の低い段階のもの（犬）から存在のより高い段階のもの（人間）への推理という、存在の程度をめぐる議論であるという点で違いがあることを指摘している。

う成り立つからである。事実、各々のものがそれに先立つものどもに比べて自然本性上劣っているその程度に応じて、相互間の類同性もその分いっそう不足したものとなり、いっそう多くの非類同性に与ることになるのである³⁴。しかし実際、この前件は成り立っている。事実、犬は人間に最も近しく、人間と共に生きるものである一方、理（λόγος）の欠如ゆえに減退している（ὑφειμένον）のだが、われわれが犬に固有であると述べるこの固有性を、雄のみならず雌も授かっているからである。よって、人間——それは共有のものである理性的本性ゆえに、人々を見守り保全するあり方を固有のものとして具えているのだが——は皆、種（形相）を同じくするものを保護する定めであるこの自然本性を、はるかにいっそう有することになる——たとえ、ある者はより多く、ある者はより少なく有する、ということがあるにしても。そして実際、人間の本質存在が種（形相）を同じくすることを確証するためにソクラテスが以上の点を付け加えたのは、見事な「ダイモニックな」仕方であった³⁵。というのも、アリストテレスもまた、「より多く」と「より少なく」が属するのは種（形相）を同じくするものの間である——白いものや黒いもの、熱いものや冷たいもののように——と言っているからである³⁶。他方、同じ形相をまったく分有していないものについては、より多く分有しているともより少なく分有しているとも語られることはない。[そのように語られるのは]むしろ、度合の強弱を伴いつつ（μετ' ἐπιτάσεως ἢ ἀνέσεως）[種（形相）の点で] 同じものなのである。

[241.20-242.9] ともあれ、たとえ人間に相応しい完成態を、ある者はより多く、ある者はより少なく分有しているにせよ、それでもなお、男も女も共通の自然本性を有しているのであり、すべての務め（ἐπιτηδεύματα）

34) 同じ系列にあるものの間の類似性の多少は、系列の上下と対応するということ。

35) Festugière も Baltzly, Finamore & Miles もプラトン『国家』456d 以下を参照するが、Abbate が指摘するように、この箇所では人々の間に優劣の差があるとは論じられているものの、守護者としての本性の多寡が人によって異なる、とは論じられていない。

36) アリストテレス『動物部分論』644a16-22, 『形而上学』1054b3-11。

——統治すること，補助すること，職人として生きること——は，両性に共通のものなのである。したがって，女性のなかでも誰が守護者の自然本性をもつ者なのかを調べなければならないし，その人々も男性と同じように教育しなければならない。というのも，自然本性的な（生まれもった）適性は未完成のものであり，教育が自然本性を完成へと導くからである。たとえ女が，全体として言えば，これらのことに対して男よりも脆弱だとしても，われわれは〔両者を〕区別することはしないだろう⁽³⁷⁾。目を向けるべきは〔身体の〕器官ではなく生命の形相だからである。とはいえ，〔身体の〕器官における女の能力についてすら，それが非常にすぐれていることを，全体として女性で構成された部族が示している。すなわちアマゾネス族のことだが，彼女たちはその屈強さゆえにアレスの従者（ὀπαδοί）と呼ばれ，アテナイで倒された後には「アレスの如し」と誉れを与えられた⁽³⁸⁾。また，サウロマタイ族の女たちは男性に劣らず戦いに長けており，恐ろしい状況において大胆不敵であった⁽³⁹⁾。また私が聞いたところでは，ルシタニ族の国は，機織りや糸紡ぎを男性に割り当て，戦いや争いを女性に割り当てている⁽⁴⁰⁾。以上のように，人間の自然本性は，徳に対して欠落のないものとして⁽⁴¹⁾〔神的な〕制作から生じたのである。

〔可能性に対する二つの反論の解消（242.10-245.12）〕

〔二つの反論（242.10-243.9）〕

〔242.10-14〕 さて，男性と女性の自然本性がすべての務めにおいて共通

(37) プラトン『国家』455d6-e1。

(38) プルタルコス『テセウス』27他。

(39) プラトン『法律』804e4-805a3。ヘロドトス『歴史』4.110-117も参照。

(40) Festugière が指摘するように，底本の apparatus が挙げるヘロドトス『歴史』2.35はエジプト人に関する記述である。ルシタニ族の居住地であるイベリアの女性たちについてはストラボン『地誌』3.4.17に記述がある。

(41) 底本は ὁμολή（「均等なものとして」）と読み替え，諸訳もこれに従っているが，写本通り οὐ χολή と読む。

であることを示すためにソクラテスが語った議論は、以上のようなものである。しかし、彼はこの教説に対して二つの反論を挙げた上で、その両方を学知的な方式（ἐπιστημονικός τρόπος）⁽⁴²⁾で扱っている。

[242.14-19] 反論の一つは、慣習にもとづいて何か通念に反したこと（ἄδοξον）へと当の主張を導くものであり、これは、論争に時間を費やし議論において通念（τὸ ἔνδοξον）を追求する者たちがよく用いる手法である⁽⁴³⁾。もう一つの反論は、われわれの同意から出発するものであり、これはより大きな「説得」力をもつように思われ、議論自体がそれ自身を覆す形式（περιτρεπτική）のものである⁽⁴⁴⁾。

[242.19-28] 慣習から通念に反したことへと導く反論は以下の通りである⁽⁴⁵⁾。「もし女性が守護者となるべきであるならば、音楽・文芸だけではなく体育もするべきである。だが、もし体育をするべきであるならば、体

(42) Festugière がこれを「推論にもとづく論証」の意味にとるのに対して、Baltzly, Finamore & Miles はプロクロスがアリストテレスの言う厳密な意味での学知（ἐπιστήμη）をもたらず論証と考えていたとは思われなくとする。いずれにせよ、以下プロクロスがソクラテスの議論を推論の形式に沿って整理していることは確かだろう。

(43) プロクロス『プラトン『パルメニデス』注解』635.13では、アリストテレス『トピカ』の方法が「通説（τὸ ἔνδοξον）のみを追求するのに相応しい方法」と述べられ、プラトン本来の問答法と区別されている。アリストテレスによる問答法の方法論としてのいわゆる4つのプレディカビリアおよび「通説」に依拠する推論という特徴は、プロクロスにとってプラトンの分割法による問答法ほどには、哲学に相応しい方法であるとは思われなかったようである。アリストテレスの問答法が「通説」に依拠することについては『トピカ』100a29-b23を、「通念に反したこと（ἄδοξον）」と「通念（ἔνδοξον）」の対比については、『トピカ』159a38-160a16を参照。ただし「追求（θῆρα）」（原義は狩猟）という表現は、プラトン『ソフィスト』223b5、『定義集』415c9においてソフィストについて用いられている。Baltzly, Finamore & Miles は、ここでプロクロスがアリストテレスの問答法をソフィストの議論と重ねている可能性を示唆している。

(44) 厳密な意味では自己論駁的な議論を指すが、ここでの議論は、自然本性と務めを対応させる先に論じられた方針が、男性と女性に同じ守護者の役職を割り当てることと矛盾しているように見えることを示しているだけであり、厳密な意味での自己論駁的な議論ではない。

(45) プラトン『国家』452a7-b5。

育場で男性のように服を脱ぐべきであり、また、男性も耐えるようなその他のすべてのこと——跳んだり、乗馬したり、走ったりといったこと——にも耐えなければならない。しかし、諸国で現在行き渡っている慣習は、これらすべてのことは女性にとって恥ずべきことだと述べている。しかるに、恥ずべきことや不適切なことは通念に反したことである。よって、女性には体育をするべきではない。よって、国の守護者に女性を配するべきではない。」

[242.28-243.9] 他方の反論は以下の通りである⁽⁴⁶⁾。「先の議論を通して、各人はそれぞれの自然本性に応じた何か一つの務めを果たさなければならないということが認められている⁽⁴⁷⁾。しかし、もしこのことが正しいのであれば、別々の自然本性をもつ者は別々の務めを果たすことが必然である。したがって、もし男性と女性の自然本性が互いに異なるのであれば、そして、別々の自然本性をもつ者は別々の務めを果たすのであれば、男性と女性の自然本性をもつ者はそれぞれ別々の務めを果たすことになる。よって、もし男性の自然本性が守護者に適しているのであれば、女性の自然本性は守護者に適していないことになる。というのも、両方のことを、すなわち、自然本性が異なっているということと、務めが同じであるということの両方を、同時に述べることはできないからである。したがって、われわれの先の規定が誤っていたのか、目下の証明が誤っているのかのどちらかであることになる。」

[第一の反論の解消 (243.9-244.11)]

[243.9-11] さて、以上のような仕方でもソクラテスのもとに⁽⁴⁸⁾反論が提示されたが、彼はいずれをも解消している。

(46) プラトン『国家』453b1-c3。

(47) プラトン『国家』370a7-c6, 433a1-6。

(48) παρ' αὐτοῦ のまま読むが、底本の apparatus は παρ' αὐτοῦ とする可能性も示唆している（「ソクラテスの側から」）。

[243.11-244.3] 前者の反論は、以下のような推論によるものであった。女性たちが、男性たちと並んで服を脱いだり、乗馬したり、その種の他の訓練をしたりして、体育をすることは、一般の慣習に逆らうことである。一般の慣習に反することはすべて、品位を欠いて醜悪なことである。そして帰結は明らかである、と。ともあれ、彼は以下のように、大前提を揺るがすことで、この反論を解消する。すなわち、慣習には二つの種類があり、理(λόγος)を父とするものか、情念を原因とするものかのいずれかである。そして醜悪なことにも二つの種類があり、良識ある(知性を有する)人々にとってそのように現れるものか、愚昧な人々にとってそのように現れるものかのいずれかである。そして通念に反したこともまた、同じようにこれと対応する仕方、二つの種類があり、多くの人々にとってそうであるものか、ひときわすぐれた人々にとってそうであるものかのいずれかである。そこで、慣習の導き手が理である場合には、たとえ愚昧な人々には品位を欠くように思われ、また、たとえ多くの人々には通念に反したことのようと思われるとしても、その慣習は何としても国の内に導入すべきだろう。というのも、それもまた、時間が経てば万人に好ましいものとなるだろうから⁽⁴⁹⁾。しかし、情念を原因とする場合には、たとえ良識(知性)をもたない人々にとっては立派であるように見えるとしても、また、たとえ多くの人々のもとでは時間が経つうちに通念にしたがったことになったのだとしても、その慣習は国の外に追放すべきだろう。というのも、立法術は、多くの人々の判断ではなく、少数の人々の判断に合致することを狙っているのであり、また、良識のない(知性を欠く)人々の考えではなく、良識ある(知性を有する)人々の考えに注目しているのだからである。そこで[立法術は]、少数の人々のもとでは通念にしたがったことに注目することによって、多くの人々のもとでは通念に反したことですら立法するだろう。というのも、仮に人が悪しき慣習の奴隷にならざるをえな

(49) プラトン『国家』452d4-7。

かったならば、先にあったことが常に力を揮ってしまい、劣ったことからの変化は決して生じなかつただろうからである⁵⁰⁾。

[244.3-7] そこで、次のように推論すべきである。互いに調和しない慣習が存在する。理にしたがった慣習は互いに調和する。よって、すべての慣習が理に即しているわけではない。そこで、すべての慣習が理に即しているわけではないのだから、かのものを——すなわち、現れの点で立派なことではなく、理による判断のゆえに立派なことを——選びとるべきである、と。

[244.7-11] さて、ソクラテスは以上のように前者の反論を解消したが、さらに歴史からも、慣習のうち多くのものが、以前には醜悪なものを受けとめられていたが、時が経つにつれもはやそのようなものとは考えられなくなった事例を思い起こさせている。例えば、腰巻をつけずに走るというラケダイモンにおける慣習のように⁵¹⁾。

[第二の反論の解消 (244.11-245.12)]

[244.11-27] 他方、第二の反論は、以下のような推論によるものであった。男性の自然本性と女性の自然本性は互いに異なる。互いに異なる自然本性をもつものは、互いに異なる務めを果たす定めである、と。ソクラテスはこの反論を、「異なる」が語られる複数の意味を区別することで解消する。すなわち、「異なる」は特定の観点において語られることもあれば、端的に語られることもあるが、われわれがこれら[両性(の自然本性)]

⁵⁰⁾ Baltzly, Finamore & Miles は底本の元の切り方 οὐδέποτε ἂν ἐγένετο μεταβολή, τῶν χειρόνων τῶν προτέρων ἀεὶ κρατούντων に従い、「先にあった劣ったことが常に力を揮ってしまい、変化は決して生じなかつただろうから」と読んでいるが、底本 Kroll II, p. 473 に報告されている Wendland の提案に従い (Festugière, Abbate もこれに倣う), οὐδέποτε ἂν ἐγένετο μεταβολή τῶν χειρόνων, τῶν προτέρων ἀεὶ κρατούντων と読む。

⁵¹⁾ プラトン『国家』452c6-d1。Festugière は「女性にとって」と補っているが、そうすべきではない(ただし、プルタルコス『リュクルゴス』14.7では、スパルタの習慣として少女が鍛錬のため裸になることが言及されている)。

に同じ務めを果たすことを課すのは、両者が互いに異なっている点に即してではなく、両者が互いに異なっていない点に即してなのである。両者の間には生殖器官の位置と形成の点での差異が存在し、その差異に応じて男性と女性とで互いに異なる務めを果たさなければならないのはたしかである。すなわち、男性の場合には、特定の食事や運動を通して、虚弱でも劣化してもおらず活力がある精液を作るようになるために「務めなければならない」（というのも、アリストテレスが言うように、精液のうち、薄いものは繁殖力がなく、濃縮され顆粒状のものは繁殖力があるから⁵²⁾）。〈他方、女性の場合には……⁵³⁾〉さらに妊娠している女性には、プラトンが『法律』のなかで命じたように、運動や酒を抜いた食生活、その他これに類似した、固有の務めがある⁵⁴⁾。

[244.27-245.4] よって、両性は以上の点では異なっているが、魂の能力においては異なっておらず、それに依じて彼らは同じ務めを果たすべきである。たとえ、全体として女性はより脆弱な仕方での務めを果たすのだとしても、そうなのである。というのも、女性の中でも多くの人々が、一部の男性よりも教育のあらゆる面で屈強だということは明らかだからである。ともあれ、われわれが女性に対して「男性と」共通の務めを割り当てるのは、両者が異なっているかぎりにおいてではなく、共通の自然本性をもっているかぎりにおいてである。

[245.4-12] そしてソクラテスは、「特定の観点において「異なる」]と「端的に「異なる」]を、あたかも何ら違いがないかのように扱うことによって、誤謬推論を明確なものとした。その例として彼が取り上げたのは禿頭の人と長髪の人であり、両者が異なる自然本性をもっており（それゆ

52) アリストテレス『動物誌』582a29-33（ただし、「薄い」に当たる語がここでは ὑδατώδη であるのに対し、アリストテレスでは λεπτά）。

53) Radermacher 以来、ここに（おそらく短い）欠落が想定されている。

54) プラトン『法律』674b5-6, 775b4-e4（子をもうける予定の男女の飲酒を禁止）、789a8-b3, e1-2（胎児のために妊婦の運動を勧奨）。

え) 同じ務めを果たしてはならないかのように論じたのである⁵⁵⁾。というのも、これら両者の間にも何らかの違いはあるが、その違いによって果たす務めが異なるものとなるわけではないからである。一般に、すべての複合物の間には、同じ点と異なる点がかならず何かしらあるのであり、特定の観点において異なるものを端的に異なると語ってはならないし、特定の観点において同じものを端的に同じだと語ってもならないのである。

〔女性の脆弱性に関する補遺 (245.13-246.21)〕

[245.13-246.3] 以上のようにして、反論はソクラテスによって解消された。これらの反論を解消した上で、彼は次のように結論する⁵⁶⁾。すなわち、男性と女性の務めは同じでなければならないが、女性に対しては、より脆弱な者とみなして、軽い道具を与えなければならない、また、女性と男性が共に果たすあらゆる務めにおいて〔女性の〕自然本性は減退しているがゆえに、極端に労力を要することはない仕事 (ἔργα) を命じなければならない、と⁵⁷⁾。実際、機織りとか、糸紡ぎとか、菓子作りなど、女性の仕事だと同意されていることにおいても、男性は女性よりも力強く活動するのである⁵⁸⁾。(なお、この点〔菓子作り〕については、アッティカの慣習もわれわれに次のことを教えている。すなわち、穀物を挽く人 (ἀλετρίδες) だけではなく菓子を焼く人 (ποπανοποιοί) も女性だったのだが、それは、自然が神々に捧げる動物や植物を形作るさまを模倣しているのである⁵⁹⁾。) ともあれ、これら女性の仕事のすべてにわたって、男性は同じこ

55) プラトン『国家』454c1-6。

56) プラトン『国家』457a3-b5。

57) あるいは Festugière のように「万事において〔女性の〕自然本性は減退しているがゆえに、女性と男性が共に果たす務めの中でも、極端に労力を要することはない仕事を命じなければならない」。

58) プラトン『国家』455c5-e1, 456a10-11。ただし、機織りや菓子や料理を作ることにについては、プラトン『国家』におけるソクラテスは女性の優位性を認めているようにも見える。

とをなすに際して、女性よりも力強いのである。したがって、武装すること、走ること、寝ずの番をすることにおいてもそうだとすると、驚くべきことではない。それでも女性には、より軽い仕事を与えることで自然本性の減退を巧みに補いながら、これらの務めにも参加することを命じなければならない。

[246.3-21] そして、この「減退しているという」あり方もまた、神的諸存在との類比に応じて、女性に属しているように思われる⁶⁰。神的諸存在は自らの自然本性を最下層まで伸ばしているのだが、その中では対をなすもののうち女の存在が男の存在よりも能力の点で減退している一方で、そ

59) ἄλετρις はホメロスでは単に「穀物を挽く女」という意味であるが（『オデュッセイア』20.105）、LSJ は「供物のパンを作る高貴な乙女」というアテナイでの用法もあげている（アリストパネス『リューストラター（女の平和）』643）。アリストパネスのスコリア（*Scholia in Lysistratam* 643.14）にも ἄλετρις と πόπανον（供物の円形の焼き菓子）の両方が現れているため、プロクロスの知識も同じような資料に依っている可能性が高い。Baltzly, Finamore & Miles は、アテナイのこの慣習に神学的解釈を与えたのは、プロクロス自身の発案か師のシュリアノスによるものであろうと推測する。

60) プロクロスにおいて、すべての神々は一者のすぐ後に指定される原理である限定（πέρας）と無限定（ἄπειρία）から成っている（『神学綱要』159）。限定が支配する場合には限定的なものが生じ、それらは父的なもの（τὸ πατρικόν）やデミウルゴス的なもの（τὸ δημιουργικόν）と言われる。無限定が支配する場合には無限定的なものが生じ、それらは生産的なもの（τὸ γεννητικόν）や生命を与えるもの（τὸ ζωογόνον）と言われる（cf.『神学綱要』151-159, Dodds 278, Chlup 122-124）。前者は統一や留まりの原因であり、後者は多数化や発出の原因である（Dodds 278, Baltzly, Finamore & Miles 75）。プロクロスの神学的体系においては、前者に男神が後者に女神が配されている（Chlup 125-127）。神的諸存在が存在の階層から（神的な）物体の階層にまで分有されていることについては『神学綱要』139, Chlup 120を参照。なお Baltzly, Finamore & Miles は、プロクロスにおいて男と女との関係は男神と女神との関係を参照することで明らかにされるべきである、と指摘する。一般的に、男性的な神的諸原理が一性や同と関係づけられるのに対し、女性的な神的諸原理は多数性や異と関係づけられる。プロクロス哲学において多数性や異は、一方で一者からあふれ出たものであり、完全性からの降下や逸脱を意味するが、他方でその完全性に内在する生産的な力の実現でもある。

の両者は互いに組み合わせられて配置されているがゆえに（それゆえにまた「対をなすもの（σύστοιχα）」と言われるのだが）、彼ら自身の原因へと上昇する力能を共通のものとしてもっているのである。事実、以上のあり方はこの世界においても似像として成り立っており、そのことが、徳が共通のものであることを明らかにしている。すなわち、かの世界では「両性は」生むはたらきの点で区別されているように——すなわち、男は生まれたものにある仕方で一性を与える一方で、女はまた異なる仕方で両者の共通の産物を部分化し多数化するのだが——、この世界においても同じ理にしたがって、女の男に対する差異は「自分と」似たものを生む活動に存するのである。そして⁶¹⁾、この活動についても、女がそれを行うのにはより多くの苦勞が伴う一方で、男は苦勞がないどころか快樂を伴うのだとしても、こうしたこともまた神的諸存在の似像なのである。神的諸存在においては、一方「男の神格」は力の充溢ゆえに、より容易に活動するが、それは、第二のものの発出から独立しており解放されているからである。もう一方「女の神格」は、超越的な優位性（ἐξηρημένη ὑπεροχή）の面では劣るが、産物に対するより多くの共感を伴って活動するのである。

[有益性の確立（246.22-247.27）]

[246.22-247.8] しかし、以上の点については十分語られた。他方、「女の劇」⁶²⁾は可能であるのみならず最善でもあるという第二の点を、ソクラテスはより手短な仕方⁶³⁾で確立したのであり、その議論は事実上次のようなものである。

(61) 底本が apparatus で提案しているように、ei kai を前文につなげて「——たとえこのことについても、女がそれを行うのにはより多くの苦勞を伴う一方で、男は苦勞がないどころか快樂を伴うのだとしても。そして、こうしたこともまた神的諸存在の似像なのである。」と解することもできるかもしれない。

(62) プラトン『国家』451c1-3の言い回しを踏まえた表現。注23も参照。

(63) 底本の apparatus における提案に従い、写本の συνδρομώτερονではなく συντομώτερονと読む。

[a] もし、より多数のすぐれた人々が存在することの方が、より少数のすぐれた人々が存在することよりも、国制にとってより有益であるならば、[b] 男性だけではなく女性も教育に与ることもまた、国制にとってより有益である。

しかし、この前件 ([a]) には万人が同意するだろう。すぐれた人々の数が多ければ多いだけ、国の生はよりいっそうすぐれたものになるからである。これはちょうど、万有 (τὸ πᾶν) が幸福なものであるのと同様である⁶⁴。というのも、万有の大部分は神的な仕方で生きているが、一部のものが「死すべき自然本性とこの場所」——それはごく小さい部分でしかないが——を「彷徨って」おり⁶⁵、それゆえに、より多数でより力のある、よりすぐれたものたちによる支配に服しているからである。したがって、男性だけが教育に与るよりも、女性もまた教育に与る方が有益であるというこの帰結 ([b]) は、この上なく真なのである。実際、男性のみが徳へと導かれ、女性はなおざりにされるなら、国の半分が教育されないことになるからである⁶⁶。

[247.8-27] さらにまた、女の種族はより脆弱であり、感情的になる傾向がより強いから、その分よりいっそう、立法者は女の種族に関する教育に心を配るべきなのである——正しい導きによってこの種族をも最善へと引き上げ、徳の力によって自然本性の脆弱さを防御することによって。というのも国は、その全員がすぐれた者から成る場合の方が、すぐれた者とそうでない者から成る場合よりも、全体として自らと調和することになるからである。実際、この万有 (τὸ πᾶν) の父もまた——立法者、つまり端的に言えば真に政治家である者は、その似像であるのだが——、万有を創

(64) プラトン『ティマイオス』34b8-9。底本の apparatus が指摘するように、γάρ は不要であるように思われる。

(65) プラトン『テアイテトス』176a7-8。

(66) 第九論文で紹介されるテオドロスの議論 (253.6-10) と類似。

造した（υπέστησεν）際、「可能なかぎり、すべてが善きものとなり、劣悪なものは何ひとつ存在しないことを望んだ」のである⁽⁶⁷⁾。それゆえ、あらゆるものがこの方の望み（βούλησις）にしたがって秩序づけられており、男女の神々、男女のダイモンたちが、諸々の全体〔万有の諸領域〕を統轄（προεστᾶσιν）しているのである。しかるに、プラトン自身が言っているように⁽⁶⁸⁾、かの国制の範型（εἶδος）が天上にあるのだとしたら、〔立法者は〕教育のもっとも見事な規定によって男女を共に秩序づけることを通して、すぐれた〔神的〕諸存在の対（συστοιχία）を模倣すべきである。なぜなら、部分にとって真にもっとも有益なのは、全体を模倣することであり、人間の国制にとってもっとも有益なのは、神的な国制をモデルとすることだからである。

[さらなる反論への論駁（247.27-250.12）]

[第一の反論とその論駁（247.27-249.21）]

[247.27-249.2] しかし、次のように問う者がいるかもしれない。すなわち、もし男女の務めが共通であり、男女の教育の規定も同じであるのならば、どうしてわれわれは、可知界から出てきた魂が、最初の生において墮落した際には、次の生において女性に宿ることになるとみなすのか⁽⁶⁹⁾——あたかも、徳は共通のものではなく、悪徳こそ女性に相応しいものであるとするかのごとく——と。このように問う者に対して、われわれはこう答える。プラトンが、可知界から〔地上の〕この場所へと進み行く魂たちの発出の順序を提示した際、生〔の種類〕に関して以上のように配置したのは、女性から、徳の点で男性と類同的な生を取り除くことを意図していたからではない。むしろ、両者に共通である徳の務めにおいてすら、女の種

(67) プラトン『ティマイオス』30a2-3。

(68) プラトン『国家』592b1-2。

(69) プラトン『ティマイオス』42b3-c1, 90e6-91d6。こうした魂の輪廻転生の教説を、プロクロスは真剣に受けとめていたと考えられる。

族は男の種族と比べて減退していること (ὕφεσις) を見てとっていたからなのである、と。というのも、形相(種)の変換をもたらしうるのはすべての減退ではなく、よりすぐれたものの内にあったのと同じ形相(種)を別の[より劣った]ものの内においては決して示さないような減退だけだからである。実際、一部の女の内に生じる徳の形相(種)は男の内に生じる徳の形相(種)と同種のものとなりうるのであり、その結果として、他ならぬ男性自身の徳の点で、一部の男性より格上の仕方で生きている女性が存在するほどなのである。もし仮に、女が男と類同的な徳を有することが決してないのだとしたら、徳の形相が、両者の間で、形相(種)の点で変換してしまっていることは明らかだったであろう。事実、人間の徳がダイモンの徳よりもすぐれたものになるということは、両者の間の形相(種)の点での変換のゆえに、決して可能ではなく、理性的ではないものが何であれ人間の徳[に即した生]を生きるということも、同じ理由によって可能ではない。したがって、[両性がもつ]徳の形相(種)の点での〈類同性〉⁽⁷⁰⁾が、[両性の]教育を共通のものとするようにソクラテスを説得したのだが、彼がこの類同性を見出したのは、一部の女性たちが男性の徳[に即した生]を生きていることを、事実にもとづいて把握したことによってである。このことはまた、ティマイオスにもよく知られておりまた容易に受け入れられるものであった。彼は、テアノ、ティミュカ、ディオティマその人といった、ピュタゴラス派の女性たちの生を知っていたからである⁽⁷¹⁾。

(70) 底本の apparatus の提案に従い、ὁμοιότης を補う。

(71) テアノとティミュカの名は代表的なピュタゴラス派の女性としてしばしば挙げられる。テアノの名はピュタゴラスの妻とも弟子とも伝えられ(ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』8.42-43他)、女性の徳の涵養などを説く偽書の著者名としても知られる(樋笠91-93参照)。オリュンピオドロス『プラトン『アルキ比亚デス』注解』85.11-14も、男性の方が女性よりも全体としてはすぐれているとしても、個々にはテアノがテルシテスよりもすぐれているという事実があると指摘している。ティミュカは、夫ミュッリアスとともに僭主ディオニュシオスに抵抗し、ピュタゴラス派の秘教を守るべく自らの舌を噛み切ったというエピソードで知られる(イアンブリコス『ピュタゴラス伝』192-

しかし他方で、女性においてはあらゆる務めに対する適性が減退しているということが、魂が第二の生において女性の自然本性に宿るとみなすよう、[ソクラテス／プラトン] その人をもティマイオスをも説得したのである。というのも、降下が生じるのは力能のゆえではなく、むしろ無力のゆえなのであるから。それゆえ⁷²⁾、より多くの無力はより多くの弱さをもたらすのである。

[249.2-21] また、立法家は人々に教育を授けるか授けないかをそれぞれの人の適性を見て決めなければならないということを、ソクラテスは、労働者[から生まれた者]のなかでも、素質のよさのために[魂の中に]金を含有する者たちを、ポリスの上層へと引き上げ、逆にポリスの上層[に生まれた]者のなかでも、素質を欠いているために銅を含有する者たちを、下層へと送るということによっても、明らかにしているのである⁷³⁾。というのも、労働者や守護者の種族は、馬や人間の場合のように、その自然本性が交雑を許容しないような仕方では、区別されておらず、むしろ、魂をそれぞれ相異なる種族へと配置するのは、各人の適性だからである⁷⁴⁾。実際このような仕方では、男性の教育と徳とに値する女性たちも存在することになるのである——女性たちは女に相応しい無力から何らかの仕方ですく脱却することによって、また男性たちは女たちに属する無力へと転がり落ちることによって。そして、種族[性別]に注目するのではなく、むしろ両種族のそれぞれの力能ないし無力に注目し、その上で教育を定めるべきである。さらには、もし同じ魂が、生を交代することによって、男性のものとも女性のものともなるのであり、また諸徳は身体ではなく魂に属するのだとすれば、いったいどうして、身体のゆえに両者の完成態が相異なるも

194)。ディオティマはプラトン『饗宴』に登場する巫女の名であるが（第九論文255.17参照）、ピュタゴラス派の女性として取り上げられるのは異例。

72) 写本の οὐν γὰρ のうち、底本は οὐν を削除し γὰρ を読むが、Festugière 以来の諸訳に従い οὐν を読み γὰρ を削除する。

73) プラトン『国家』415b3-c7。

74) 底本の apparatus の提案に従い（Abbate もこれに従う）、<η> を補う。

のになるというのか。むしろ魂のゆえに同じものになるのではなからうか。かくしてこの事実——すなわち、両者の魂はそれよりもずっと先立って共通のものであるという事実——が、諸徳が共通のものであることの十分な論拠となっているのである。

〔第二の反論とその論駁（249.21-250.12）〕

〔249.21-25〕 さて、われわれはあの言論も受け入れてはならない。すなわち、諸物体（身体）のあれこれの種類の混合に魂の能力が付随し、それらに徳が付随しているのであって、それゆえ女性の徳と男性の徳は相異なっている、と主張する言論である⁽⁷⁵⁾。

〔249.25-29〕 第一に、この説が成り立つとすれば、われわれは男性と女性の健康をも形相（種）において異なるとみなすことになるだろうが、しかし、健康は一つのものなのである。このことは、馬の治療術と人間の治療術が別々のものであるのとは異なり、男性と女性の両者の健康を生み出す技術は一つしかないという事実が、明らかにしている⁽⁷⁶⁾。

〔249.29-250.4〕 次に、われわれは男性自身の徳についても、混合が異なっているかぎり、形相（種）において異なっていると述べざるをえないことになるだろう。というのも、徳が個々の場合に混合ゆえに異なるのであれば、同じ言論がかのものの場合にも当てはまることになるだろうからである⁽⁷⁷⁾。

〔250.4-12〕 さらにわれわれは、〔目下の言論の〕最初の前提からしてそれ

(75) 魂の能力や徳を元素もしくは基本性質の混合に還元する考え方は、ガレノス『魂の能力は身体の混合に依存する』（日本語訳として土屋）に見出される。

(76) 男女両性の健康が同じであることについては、プラトン『メノン』72d4-e3。

(77) Baltzly, Finamore & Miles のように「かのもの（ἐκεῖνον）」を「健康（を生み出す技術）」ととり（Abbate も同様か）、論敵の理論から帰結する不条理を語っていると解する。Festugière は「女性」ととるが、その場合、形相が男女の間で異なるだけでなく、女性同士の間でも異なることになってしまうと論じていることになる（ただし Festugière 自身、これが意味をなすか疑っている）。

が真であることに同意することもないだろう。実際、魂の相異なる生が物
 体的諸性質に随伴することはなく、その「物体的諸性質にもとづく」気質
 (ἦθος) が力を揮うのは、ただ無教養な者の場合、質料と関わるある種の欲
 求に応じてのみであって⁽⁷⁸⁾、非理性的な魂それ自身がつつ力能ですら、その
 一部は混合に——ちょうど名誉欲や金銭欲がそうであるように⁽⁷⁹⁾、特定の年
 齢にも——付随してはいないのである。そして、これら「非理性的な力能」
 がそうでないのであれば、選択に関する力能や、さらにそれよりもすぐれ
 た力能の場合には、なおさら諸物体の混合に随伴することはないだろう。

[第九論文]⁽⁸⁰⁾

[251.1-5] 『男女の徳が同じであることを確立するアシネのテオドロスに
 による議論について、および、ソクラテスが述べたことの吟味』

(78) Baltzly, Finamore & Miles は「それは、無教養な者の場合、ただ気質
 (ἦθος) のみを、質料と関わるある種の欲求に応じて支配している」のように
 訳している。

(79) 名誉欲は若者に、金銭欲は老人に、というように、これらは一般に年齢に従
 っていると考えられていたが、プロクロスがこれらの例を特定の年齢に付随す
 るものとして挙げているのか否かは不明確である。Baltzly, Finamore & Miles
 は、プラトン『国家』553b で、名誉欲に駆られ転落した父親を見た息子が金
 銭欲をもつに至るさまが描かれていることから、プラトンが通念とは異なる仕
 方で考えていた可能性を指摘している。

(80) 第九論文の構成は以下の通りである。

ソクラテスの議論の吟味 (251.6-252.31)

アシネのテオドロスによる五つの議論 (253.1-255.24)

二つの反論に対する応答 (255.25-257.6)

第八論文と概ね対応する箇所は以下の通り。

251.6-252.21 : 242.10-245.12

252.21-31 : 236.16-237.13

255.28-256.1 : 247.27-248.4

256.3-15 : 248.4-249.21

したがって、第九論文に独自の議論は、テオドロスの議論を紹介する部分
 (253.1-255.24) およびプラトン『法律』をめぐる議論 (256.2-3, 256.15-
 257.6) となる。

[ソクラテスの議論の吟味 (251.6-252.31)]

[251.6-13] ソクラテスは、男性と女性の教育および徳が同じであることを揺るがすと彼が考える議論として、二つの議論を用いている。一つは、当の教説を通念に反したことへと導く議論である（実際、通念にしたがったことにもとづく論法が、求められていることの確立に対して説得力をもつように、通念に反したことにもとづく論法は、反駁する力をもつのである）。もう一つは、彼が正義とは何であるかを示し、国制全体を秩序づけた際に同意されたことにもとづく議論である。

[251.13-21] 前者の議論は以下の通りである⁸¹⁾。もし女性の徳も男性の徳と同じであるならば、教育は徳の先駆けであるのだから、教育も〔両性の間で〕同じであることが必然である。教育が同じである〔ことが必然である〕ならば、われわれの女性は音楽・文芸も体育も学ぶだろう。もしそうであるならば、体育場において、男性と同じように、女性も裸になるだろう。だが、これは通念に反したことである。よって、女性は裸にはならないだろう。よって、女性は同じ教育を受けないだろう。よって、女性は男性と同じ徳をもつことはないだろう。

[251.21-252.1] ソクラテスはこの議論を政治的な観点から (πολιτικῶς) 撃退している。というのも、良識ある（知性を有する）者であれば、通念に反していると思われることに注目するのではなく、善いことに——たとえそれが大多数の人々のもとでは評判がよくないとしても——注目するのが相応しいからである。実際、人々はその有益性をいったん味得すれば考えを変え、以前は通念に反していると思われていたことが通念にしたがったことのように彼らには思われることになるだろう。

[252.1-9] 同意されたことにもとづく議論は以下の通りである⁸²⁾。もし相異なる自然本性〔をもつ者〕は相異なる務めを果たすべきであるならば（実際、これこそ殊に国を秩序づけ、正義を見出すための道を提供した原

(81) プラトン『国家』452a7-b5。

(82) プラトン『国家』453b1-c3。

理だったのだから)⁸³、そして、男性と女性の自然本性が異なるならば、両者の務めもまた異なることになるだろう。もしそうであり、そして男性の教育は音楽・文芸と体育を通してなされるものであったのならば、女性たちはこれらに与るべきではないことになるだろう⁸⁴。もし女性は教育されるべきでないとするば⁸⁵、女性は男性と同じ徳に与るべきではないということになるだろう。

[252.9-21] この議論については、ソクラテスは同名異義〔を指摘する論法〕にもとづいて論駁した。というのも、「同じ」と「異なる」は、特定の観点において言われることもあれば、端的に言われることもあるからである。そこで、端的に異なる〔二つの〕ものに対しては、一切同じものを帰属させることは相応しくないが、特定の観点において同じくある〔二つの〕ものに対しては⁸⁶、両者が同じである点では、同じはたらき(ἔργον)を割り当てるべきであり、同様に、両者が異なる点では、異なるはたらきを割り当てるべきである。したがって、男性と女性は、両者が異なる点では、はたらきによって区別されるだろう——すなわち、一方はもう一方の内に子をなすが、他方は自らの内に子をなす、というように（実際、両者はこの点で異なっているのである）⁸⁷。しかし、両者が理性的な生と非理性的な生を有しているという観点では——このうち前者が支配し、後者が支配されるのが自然本来のあり方であるが——、はたらきについても同じものを有することになるだろう——すなわち、前者にとっては支配し、後者にとっては支配される、というはたらきを。これらのはたらきこ

(83) プラトン『国家』370a7-c6, 433a1-6。

(84) 底本の apparatus が指摘するように、 $\alpha\nu$ を削除するか $\alpha\nu$ <ειν> と補うべきだろう。

(85) 意味上は「もし女性は〔男性と同じように〕教育されるべきでないとするば」と補って解すべきだろう。

(86) 底本に従い ταῦτ' ἔχουσιν と読むが、写本通り ταῦτ' ἔχουσιν (「そのように（同じく、または異なって）ある」) と読むことも可能か。

(87) プラトン『国家』454d9-e4。

そが、諸徳の固有性だったのである。したがって、これらのはたらきが両者に共通のものであるならば、徳もまたきっと両者に共通のものであることになるだろう。

[252.21-31] ソクラテスの議論は以上の通りである。注目すべきなのは、この点についても彼ただ一人が、自己と調和する立場をとっているという点である⁸⁸⁾。ストア派の人々は女と男は形相（種）において異なると考える一方で、それにもかかわらず両者の徳は同じであると考えており、またペリパトス派の人々は、両性は形相（種）において同じであると考える一方で、両者の徳は同じではないと考えている。これに対して、ソクラテスその人は、両性は形相（種）において同じであり、かつ両者の徳は同じであると主張している。その論拠となっているのは、完成態（τελειότης）は本質存在（οὐσία）と対をなす（σύστοιχος）——すなわち、同じ本質存在には同じ完成態が、異なる本質存在には異なる完成態が対応する、というように——という公理（ἀξίωμα）である。実際、形相（種）に本質存在と完成態の両方を授けるのは知性であるが、知性は、それが授ける本質存在と対応する完成態を、その本質存在と軀を共にするものとして授けるのである。

[アシネのテオドロスによる五つの議論（253.1-255.24）]

[253.1-2] 以上の点がしっかり確立されたのであるから、偉大なテオドロスが合わせて提供してくれた議論も振り返っておくとよいだろう⁸⁹⁾。

⁸⁸⁾ 第八論文の対応箇所（237.9-13）では、ソクラテスではなく著者プラトンの名が挙げられていた。

⁸⁹⁾ アシネのテオドロス（後275年頃～350年頃）は、ボルピュリオスの弟子ともイアンブリコス（イシドロス）の弟子とも伝えられるが（Test. 1 Deuse = ダマスキオス『哲学史（イシドロス伝）』166, p.230 Zintzen = 110 Athanassiadi, Test. 3 Deuse = エウナピオス『ソフィスト列伝』V 1.4-1.5）、イアンブリコス派とテオドロス派の間の対立も伝えられており（Test. 4 Deuse = ユリアノス『書簡』12）、おそらくはアメリオスに近くイアンブリコスと異なる立場をとっていたと考えられる。プロクロスは『プラトン神学』の冒頭で、プロティノスに

[253.2-14] 第一に、彼は次のように問う。われわれは女性たちに全般的に一切の徳を帰属させないのだろうか、それとも、一部の徳は帰属させるのだろうか。そしてもし后者であれば、男性に帰属させるのと同じ徳を帰属させるのだろうか、それとも、異なる徳を帰属させるのだろうか——人々⁹⁰⁾が論じるように、男性には勇気を、女性には節制を、というように——と。というのも、もし「女性たちに」一切の徳を帰属させないのだとすると、われわれは国を欠損したものにになってしまうことになるだろう——それぞれ同数の有徳な人々と徳を欠く人々とから国を作り出し、また同様に、両者から生み出された子らも教育に対して素質をもつ者ともたない者とすることによって⁹¹⁾。これに対して、もし「女性たちに」一部の徳を帰属させるのだとすると、やはり「男女の」どちらの種族も欠損した不完全なものとなってしまうだろう。それぞれがもっている徳ですら、それを完全にはもっていないことになるだろうから。というのも、もし完全だとしたら、他の諸徳もまた相互随伴しただろうからである——ちょうどペリパトス派の人々自身が、完全な諸徳は相互随伴すると述べているように⁹²⁾。しかし、もし両性にすべての徳を授けるべきだとすれば、われわれは求め

続くプラトン主義の哲学者としてアメリオス、ポルピュリオス、イアンブリコス、テオドロスの名を挙げているが (Test. 2 Deuse = プロクロス『プラトン神学』I 1.6.16-7.1)、プロクロスによる『プラトン『ティマイオス』注解』での言及は (本論文とは異なり) 批判的なものも多い。Baltzly は、テオドロスには『ティマイオス』における魂の輪廻転生に関する考察があった可能性を示した上で (イアンブリコスと異なる見解が説かれたと伝えられる論考『魂はすべての形相であること』か (Test. 37 Deuse = ネメシオス『人間の自然本性について』2, 35.5-17 Morani)), 『ティマイオス』における「女性」を墮落した魂の比喩と解したと伝えられるプラトン主義者 (プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』III 293.24-29) が、このテオドロスだったとする解釈を提案している。この解釈が正しければ、テオドロスはここで紹介されている議論 (Test. 40 Deuse) でプロクロスよりもラディカルに男女両性の平等を説いたことになる。

90) ペリパトス派が念頭にあると考えられる。

91) 第八論文247.5-8に類似の議論が見出される。

92) アリストテレス『ニコマコス倫理学』1144b32-1145a2。

ていた結論を得ることになる。

[253.14-26] 第二に、彼は事実そのものにもとづく論法も展開している。というのも、人間の〔男女の〕種族の間の違いが国制の違いに応じて生じていることは、男と女が同じことを成し遂げていることから明らかだからである。実際、アマゾネス族やサウロマタイ族の女たちはトラキア人のように⁹³勇敢であり、またルシタニ族のもとでは、伝承によると、女性たちが、軍を統率し政治に携わるなど、ギリシア人のもとでは男性たちが行うことをすべて行い、男性たちが、機を織り糸を紡ぐなど、ギリシア人のもとでは女性たちが行うことをすべて行うのである⁹⁴。もし以上のことが同意されたならば、徳の獲得に対して男性は女性と何ら異なるところはないとわれわれは考えることにしよう、そして、こうした事柄⁹⁵を慣習によってではなく自然本性によって規定することにしよう。自然本性が〔両性の間で〕同じであることは、たとえ場所ごとに異なるとはいえ、同じ仕事を務めていることが示しているのだから。

[253.26-254.10] 第三に、彼は神学的論法にも目を向けるべきだと考えている。すなわち、神的な事柄に関する賢者たちの伝承は、同じ女神〔アテナ〕のことを「機織り」と述べるとともに、神聖な儀式の最中で⁹⁶「工芸の女神（エルガネ）」としてとりわけ讃美しており⁹⁷、また、「武具を身につけた」「軍を統率した」女神だったと伝えている。〔テオドロス

93) 底本の apparatus はテキストの毀れを疑っているが、ここでは一応 ως Θράκες のまま「トラキア人と同じくらい」の意味ととる（Abbate の注）。

Festugière は「トラキア人にとって」という意味の可能性も示唆している。

94) 挙げられている例については、第八論文の対応箇所（241.30-242.7）の注を参照。

95) Festugière は「教育に関する指針」のことを指していると解している。

96) 写本通り ἐν μέσοις τοῖς ἱεροῖς と読み、Festugière の解釈に従う。底本の apparatus は ἐν μεγίστοις ἱεροῖς と読み（Baltzly, Finamore & Miles もこれを採用）、「もっとも重要な神聖な儀式において」と解する。なお、マリノス『プロクロス伝』30は、プロクロスの夢にアテナ女神が顕現したという逸話を伝えている。

97) バウサニアス『ギリシア案内記』1.24.3。ソボクレス断片844他。

は] この女神から出発して神的な種族全体へと上昇（一般化）し、かの種族においても男の神々と女の神々に同じ徳を与えるべきではないのか、と問う。だが、もちろんこのことは認められるべきだろう。というのも、もしいずれの神についても徳にたとえずかでも与っていないと主張することが馬鹿げているとすれば、すべての男神と女神があらゆる徳をもっているのが必然だからである。実際、わずかでも何らかの徳の点で欠けているものは幸福ではないが、すべての神は幸福なのである。したがって、もしかの神々の世界においては男と女のいずれもがすべての徳に与っているのであれば、間違いなく、類比的にわれわれのもとでも、これら〔男女〕の種族がかの世界の〔男女の〕種族と〔同様に〕同じ徳をもっていることになるのは明らかだろう。

[254.10-29] 第四に、彼は自然学的論法も展開し、次のことを考察すべきだと考えている。すなわち、男と女がそれらから組み立てられているところの器官は、〔両性〕いずれの場合も同じはたらきを目的として成り立っているのか——ちょうど、目は見ることを目的として、耳は聞くことを目的として、脳は知覚することを目的として、脚は歩くことを目的として、というように、〔両性に〕共通のものがそれぞれ〔同じはたらきを目的とする〕ような仕方で——と。もし身体の内側〔両性に〕共通のものがすべて、両性の場合で同じことのために生じているのであれば、魂の諸部分もまた、〔両性に〕共通である以上、同じはたらきのために両性の内に据えられたということにどうしてならないはずがあろうか。もしそれら〔魂の諸部分〕もまた同じことのためにあるのであれば、間違いなく、それらの完成態もまた同じであることになるだろう。その完成態が、はたらきをも完成させるからである。実際、身体の諸部分の場合であっても、見ることが共通だから視覚の鋭敏さも共通であり、聞くことが共通だから聴覚の鋭敏さも共通である。したがって、理性が共通だから理性に即した生も共通であり、その結果、賢慮をもつことも共通である。また、欲望的部分が共通だから秩序を保って欲求することも共通であり、その結果、節制をもつ

ことも共通である。また、気概をもつことが共通だから勇気をもつことも共通である。というのも、[神は⁹⁸⁾ 女性に対して、気概を授けたにもかかわらず、その気概をつねに非理性的に生きるものとして授けた、ということはないからである。もしそうだったとしたら、その気概を理性の支配下で生きるものとして作ったのが無駄だったことになるだろう。

[254.29-255.13] 第五に、彼はさらに別の議論も付け加えている。彼が言うには、あるエジプトの予言者から次のような話を聞いたが、それによると、人間の中に入っていく魂たちの一部には、神性を帯びながら(ἐνθεοί) 女性の種族の中に入り込むものもあるという。とりわけヘレネはそうした魂であり、彼女の兄弟であるディオスクロイに劣らず神的であり、魂の点でも身体の間でもアプロディテの魅力に満ちていた⁹⁹⁾。そして、予言者は次のように言ったとのことである——「話を長引かせないように言うと、ヘレネは一種のアプロディテだったのであり、天からやって来て異邦人¹⁰⁰⁾を——実際には手に入れていない彼女を手に入れたかのように思わせて——偽った一方で、エジプトに来て原初の神聖な儀式に参加した。これらのことは、エジプト人たちのもとで記録が伝えられている通りである¹⁰¹⁾。しかし、ギリシア人たちのもとで劇場を好む人々が、真実を何も知らないため、人それぞれ彼女に対して様々な誹謗中傷を行ったのだ」と。以上がエジプト人と、そのエジプト人の話を伝えるテオドロスが述べたこ

⁹⁸⁾ 主語が明示されていないが、Festugière および Baltzly, Finamore & Miles に従い、プラトン『ティマイオス』における神(宇宙と人間を制作するデミウルゴス) ととる (242.8-9参照)。あるいは Abbate のように知性にとることも (252.29-31参照)、さらにはテオドロス (あるいはプラトン、ソクラテス) ととることも可能か。

⁹⁹⁾ ヘレネは、ディオスクロイ (双子のポリュデウケスとカストル、もしくはポリュデウケスのみ) と同じく、レダがゼウスとの間にもうけた子だとされる。アポロドロス『ギリシア神話』3.10.7, エウリピデス『ヘレネ』16他。

¹⁰⁰⁾ トロイアの王子パリス (アレクサンドロス) のこと。

¹⁰¹⁾ ヘロドトス『歴史』2.112-120, エウリピデス『ヘレネ』に遡る逸話。プロクロスは『プラトン『国家』注解』第六論文108.3-109.7でもパリスの選択の寓意的解釈を行っている。

とである。

[255.13-24] しかし、神に似た〔神の形相をもつ〕(θεοειδής) 魂が女性の内に入ることもあるということが真であるならば、どうして女性もつ徳も共通だということにならないだろうか。それともわれわれは、予言を司る神々に憑かれるかぎりで、女予言者やその他の女祭儀師の場合のように、男性と同じく女性のト占術師がいることを認める一方で——プラトンが記しているディオティマや、異邦人の中ではテオクセナや、かのもう一人の魔術の教師であるベレニケのように⁽¹⁰²⁾——、彼女たちから節制や勇気や賢慮を取り上げようとするだろうか。しかし、[もし徳が取り上げられてしまったとしたら]彼女たちはどのようにして神的なヴィジョンを、神的な靈感を、得たというのだろうか。というのも、人が徳をもたないかぎり神が人間の助けに来ることはありえないからである⁽¹⁰³⁾。いずれにせよ、いかなる場合でも似たものが似たものと共にいるのが常だということは、われわれの誰もが認めるだろう。したがって、あらゆる徳に与っているものは、徳に即して生きているものと共にいるのが常なのである。

〔二つの反論に対する応答 (255.25-257.6)〕

[255.25-256.3] 女性に男性と同じ教育——その教育を通して、男性にも女性にも完全な徳に達する道があるのだが——を与えるべきだと説くソクラテスの議論を擁護するために、偉大なテオドロスが著したことから引き出す必要がある議論は、以上の通りである。しかし、この点については、さらにプラトンに関する別の難問が二つある。一つは、もし女性が類同的

(102) デイオティマについては注(71)参照。テオクセナとベレニケの詳細は不明だが、後者はキュレネ王マガスの娘でありプトレマイオス3世エウエルゲテスの妻としてエジプトの共同統治者となったベレニケ2世のことか (Festugière III, p.358, Addenda で Waszink 72-73が参照されている)。ベレニケは、夫の無事の帰還を感謝して供えた髪束が天に運ばれて天体（現在のかみのけ座）となったという、カッリマコス（断片110）が詩作し後にカトゥッルス（66）がラテン語に翻案した逸話でもよく知られる。

な徳を受容しうるのだとすれば、知性界から降下するいかなる魂も〔最初に〕女の種族に宿ることはないと言ったのはどうしてか、という難問である。もう一つは、この著作〔『国家』〕では守護者の役職を女性に任せたにもかかわらず、同じように『法律』においても護法官の役職を女性に委ねることをしていないのはどうしてか、という難問である。

[256.3-15] 第一の難問に対しては、次のように論じるべきである。プラトンが、新たに秘儀に加わったばかりの (νεοτελής)⁽¹⁰³⁾魂を、まずは男性に生まれ、ついで女性に生まれるものとしたのは、[もう一方の]種族と比べたときの一方の種族の減退を表そうと考えてのことであった。というのも、女性たちは類同的な徳に与ることができるからといって、それゆえに同じ程度に与るというわけではなく、男性の方がより力強く与るからである。それはちょうど、プラトン自身も述べているように、男性よりもむしろ女性の務めだと思われていることですから、男性の方がより力強く携わるのと同様である⁽¹⁰⁴⁾。したがって自然本性上、男らしい魂の方が女に相応しい魂よりも能力が高い。それゆえ、魂の中でも前者の〔男らしい〕魂の方が⁽¹⁰⁵⁾、上方の生に近接しているのである。下降は近接したものを経てより遠いものへと進むのが常であるから、その結果、女になる魂よりも前に男になる魂の内に生じるのはもっともなことである。

[256.15-257.6] 第二の難問に対しては、次のように論じるべきである。プラトンが『法律』において受け取るのは、すでに他の国制のなかで生きてきた人間たちであり、彼らは墮落しないままで踏みとどまってはいるものの、最高度の自然本性はもっていない者たちなのである——これに対し

(103) プラトン『国家』612e2-613b7。

(104) プラトン『パイドロス』250e1で用いられている語であり、プロクロス『プラトン『国家』注解』十六論文II 185.23でも、同箇所を参照して、知性界から降下し新たに輪廻転生に加わったばかりの魂に用いている。

(105) プラトン『国家』455c5-e1, 456a10-11。注58参照。

(106) Festugièreのように「前者の〔男らしい〕魂の方が、魂の上方の生に近接している」ととることも可能か。

て、この著作『『国家』』においては、万有から生み出された人々をただちに引き取って教育するのであるが⁽¹⁰⁷⁾。それゆえ、かの著作『『法律』』においても一部の役職は女性たちに任せるものの、もっとも高度な役職は女性には任せず、男性たちがまさに先述のように自然本性上より力強くより高邁な精神をもつ⁽¹⁰⁸⁾かぎり、男性のみに任せるのである⁽¹⁰⁹⁾。実際、国制に関する他の制度も、『法律』における国制とソクラテスによって秩序づけられた『『国家』の』国制の間では異なっており、ソクラテスがこの『『国家』の』国制では採用したあらゆるものに亘る共有が、かの『『法律』の』国制でも取り入れられるべきだとはみなされなかったし、両者の国制において生きる人々の生の種類もそれぞれ同じではない⁽¹¹⁰⁾。その結果として、かの『『法律』の』国制を秩序づける際に最大の役職を男性のみに任せることに、プラトンが満足しているのもっともなことである。というのも、分割された国制のあり方があらゆるものに亘る共有の欠如をもたら

(107) プラトン『国家』540e4-541a7で、理想国には十歳以下の子どものみが引き取られて教育されると説かれていることを念頭に置いているか。

(108) ὑψηλόφρων はプラトン『国家』550b7では否定的な意味（「高慢」）で用いられていたが、ここではどちらかという肯定的な意味で用いられていると考えられる（ダマスキオス『イシドロス伝（哲学史）』fr. 130 Zintzen = 86G Athanassiadi では、アスクレピオドトスの妻ダミアネについて肯定的な意味で用いられている）。なお、類語の ὑψηλόφρονος はプラトン『パイドロス』270a1で肯定的な意味では用いられている（プロクロス『プラトン神学』I 8.21-22も参照）。

(109) プラトン『法律』において女性の政治参加が認められている範囲がどこまでなのかは、解釈論争的となっている。女性が就くことになると明示的に語られている役職は、神官（759a1-d4）、新婚夫婦の監督者（784a1-c5）、乳母たちの監督者（794a6-c3）、女性のための共同食事の司会者（806e2-807a3）だが、785b5-6でのアテナイからの客人の発言が問題となる。客人は、役職（ἀρχαί）に就く年齢は、女性は四十歳、男性は三十歳からであると定めるが、ここで「役職」として実は、護法官を含むすべての役職を念頭に置いているとも（Bobonich 386）、それまで女性が就くと言われてきた一部の役職のみを念頭に置いているとも（Folch 253-58）解せるからだ。

(110) プラトン『法律』739a1-740b1。第一論文9.17-10.17および同箇所の近藤・川島・高橋・野村の訳注を参照。

しているその分だけ、この『国家』の国制よりも減退しているのだから。そして実際、自然本性上、男よりも女の方が個人のものに共感しやすい性質をもっている。そのため、財産と子どもの分割を導入する一方で、女性たちにも国全体を支配する役職を委ねるのは、安全ではなかったのである——女性たちは他ならぬ自然本性によって、公共のものよりも個人のものに、全体よりも部分に、共感するように強いられているからである⁽¹¹⁾。

文献

- [Abbate] Abbate, M. (tr.), *Proclo: Commento alla Repubblica di Platone: Dissertazioni I, III-V, VII-XII, XIV-XV, XVII*, Pavia: Bompiani, 2004.
- [Baltzly] Baltzly, D., 'Proclus and Theodore of Asine on female philosopher-rulers: Patriarchy, metempsychosis, and women in the Neoplatonic commentary tradition', *Ancient Philosophy* 33 (2013), 403-424.
- [Baltzly, Finamore & Miles] Baltzly, D., Finamore, J. F. & Miles, G. (tr.), *Proclus: Commentary on Plato's Republic*, vols.1, 2, Cambridge: Cambridge University Press, 2018, 2022.
- [Bobonich] Bobonich, C., *Plato's Utopia Recast: His Later Ethics and Politics*, Oxford: Oxford University Press, 2002.
- [Burnet] Burnet, J. (ed.), *Platonis Opera*, 5 vols., Oxford: Oxford University Press, 1900-1902.
- [Chlup] Chlup, R., *Proclus: An Introduction*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012.
- [Deuse] Deuse, W. (ed.), *Theodoros von Asine: Sammlung der Testimonien und Kommentar*, Wiesbaden: F. Steiner, 1973.
- [Dillon & Morrow] Dillon, J. M. & Morrow, G. R., *Proclus' Commentary on Plato's Parmenides*, Princeton: Princeton University Press, 1987.
- [Dodds] Dodds, E. R., *Proclus: The Elements of Theology*. 2nd edn. Oxford: Clarendon Press, 1963.
- [Duke, Hicken, Nicoll, Robinson & Strachan] Duke, E. A., Hicken, W. F., Nicoll, W. S. M., Robinson, D. B. & Strachan, J. C. G. (ed.), *Platonis Opera*, Tomus I, Oxford: Oxford University Press, 1995.

(11) 第八論文246.3-21も参照。Baltzly, Finamore & Milesが指摘するように(p. 77), ここに現代のケアの倫理や差異のフェミニズムとの類似を見出すか、むしろ家父長制の悪しき形而上学的正当化を見出すかが、プロクロスに対する現代的評価の分かれ道となるだろう。

- [Festugière] Festugière, A. J. (tr.), *Proclus: Commentaire sur la République*, 3 vols., Paris: Vrin, 1970.
- [Folch] Folch, M., *The City and the Stage: Performance, Genre and Gender in Plato's Laws*, Oxford and New York: Oxford University Press, 2015.
- [Kroll] Kroll, W. (ed.), *Procli Diadochi in Platonis Rem publicam commentarii*, 2 vols., Leipzig: Teubner, 1899–1901.
- [Slings] Slings, S. R. (ed.), *Platonis Respublica*, Oxford: Oxford University Press, 2003.
- [Waszink] Waszink, J. H., 'Varia critica et exegetica II', *Mnemosyne* 12 (1944), 71–75.
- [金子・伊藤・金澤・濱岡] 金子善彦・伊藤雅巳・金澤修・濱岡剛「アリストテレス：動物誌（上・下）」『アリストテレス全集 8・9』岩波書店, 2015。
- [近藤・川島・高橋・野村] 近藤智彦・川島彬・高橋勇真・野村拓矢「プロクロス『プラトン『国家』注解』第一論文 日本語訳・注」『北海道大学文学研究院紀要』172 (2024), 左63–左91。
- [近藤・川島・高橋・野村] 近藤智彦・川島彬・高橋勇真・野村拓矢「プロクロス『プラトン『国家』注解』第四論文 日本語訳・注」『北海道大学文学研究院紀要』169 (2023), 左41–左70。
- [土屋] 土屋睦廣「ガレノス『魂の能力は身体の混合に依存する』——序論・翻訳・訳注」『明治薬科大学研究紀要 人文科学・社会科学』26 (1996), 51–94。
- [西尾] 西尾浩二「(試訳) プロクロス著『プラトン国家篇註解』——第三論文 (20.7–27.6) ——」『古代哲学研究室紀要 (HYPOTHESIS)』(京都大学西洋古代哲学史研究室) 11 (2002), 40–51。
- [樋笠] 樋笠勝士「「哲学する女性」または「女性哲学者」について——プラトン主義の系譜を辿る——」『西洋古典学研究』67 (2019), 89–95。
- [藤沢] 藤沢令夫訳『プラトン：国家（上・下）』岩波書店, 1979。